

小坂町資格取得支援事業

従業員の資格取得費用を負担した事業所、又は就労につながる資格を取得した求職者若しくは学生に対し、資格取得に要した費用の一部を支援します。

<申請者と対象者>

(申請者)

- ◎経費を負担した中小企業の町内事業所又は下記対象者
- ※他の補助制度(教育訓練給付制度を除く。)との重複適用がないこと
- ※申請者は補助申請時において町税等に滞納のないこと
- ※事業所が申請する場合は、町外の住所地から通勤している方も可

(対象者)

- ◎町民で資格取得年度当初における満年齢が65歳未満の下記の方
- 在職者(中小企業の事業所に勤務している方)
- ※申請できる対象者は、1事業所につき同一年度3人まで
- ※在職者が申請する場合は、事業所から同意を得ていること
- 求職者(ハローワークに求人登録している無職の方)
- 学生(大学・短大・大学院・高等学校・高等専門学校に在籍している方)
- ※小坂高等学校からの同一資格取得への支援分を除く
- ※学生の場合は、申請者は学生の保護者
- ※学生・保護者とも本町に住所を有すること

<対象資格>

- ◎別表に掲げる資格
- ※同一年度1人1種類まで
- ※結果的に資格を取得できなかった場合のみ、翌年度に限り同じ資格で申請可

<対象経費>

- ◎資格取得に必ず要する受講料(教材費を含む)、受験料、登録料
- ※結果的に資格を取得できなかった場合も対象とする
- ※参考書の購入費や旅費等は除く

<交付額>

- ◎対象経費の1/2以内、交付額は1,000円未満切り捨て(上限10万円)

<申請期限>

- ◎資格を取得した日(合否が判明した日、交付日等)から6ヶ月以内
- ※結果的に資格を取得できなかった場合は、合否が判明した日から6ヶ月以内

<手続き>

- ◎補助金交付申請書に下記の書類を添えて観光商工班へ提出してください
- ①申請者の住民票(法人の場合は定款等の写し)
- ②町税について未納税額がない証明
- ③資格の名称や取得状況、認定者等のわかる書類(受験票や免許証、合格証等)の写し
- ④支払った金額のわかる書類(領収書等)の写し
- ⑤債権者登録申請書
- ・求職者の場合は、①～⑤にハローワークカード等の写し
- ・学生の場合は、②～⑤に学生証の写しと住民票(保護者と本人のもの)
- ※その他、必要に応じて書類の追加を求めます

<お問い合わせ先>

小坂町観光産業課観光商工班
〒017-0201 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1
TEL: 0186-29-3908 FAX: 0186-29-5481